

十日市浄水場職員駐車場使用要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分に関する規程(昭和44年茨木市水道事業管理規程第7号。以下「規程」という。)第13条の規定により、職員の通勤用自動車等の駐車場として目的外使用許可を受けた十日市浄水場敷地内の一部(以下「駐車場」という。)の運用について、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
十日市浄水場職員駐車場	茨木市十日市町475番地

(使用の申請)

第3 駐車場を使用しようとする者は、職員駐車場使用申請書(様式1)を指定された期日までに、管理者に提出しなければならない。

(使用の承認)

第4 管理者は、十日市浄水場勤務の職員で、勤務時間により公共交通機関の使用制限を受ける職員について、駐車場の使用を承認する。

(駐車場の使用及び使用期間)

第5 使用を承認された者(以下「使用者」という。)は、駐車場を通勤以外の目的に使用してはならない。

2 駐車場の使用を承認する期間は、1年間とする。

(駐車場代金及び徴収)

第6 使用者は、規程第15条の規定により、駐車場代金を納付しなければならない。

2 駐車場代金は、駐車場の使用を開始する月から徴収する。

3 駐車場代金は、1月1台あたり3,700円とする。

4 駐車場代金は、毎月給与から天引きする。

(順守義務)

第7 使用者は、駐車場管理担当課長の指示に従わなければならない。

(使用の辞退)

第8 使用者は、駐車場の使用を辞退するときは、職員駐車場辞退届(様式2)を速やかに、管理者に提出しなければならない。

(還付)

第9 既納の駐車場代金は還付しない。ただし、使用者の責めによらないで使用できなくなったなど管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の取消し)

第10 管理者は、使用者が承認条件に違反すると認められる場合には、使用の承認を取り消すことがある。

(損害賠償の義務)

第11 使用者は、故意又は過失により十日市浄水場の施設を損傷し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

様式第 1 号

年 月 日

(申請先) 茨木市水道事業管理者

申請者 所 属
氏 名

十日市浄水場職員駐車場使用申請書

十日市浄水場職員駐車場使用要綱を承認し、要綱第 3 に基づき、下記のとおり駐車場使用を申請します。

記

1 使用開始日 年 月 日から

2 申請者住所

3 通勤距離 (片道) Km

4 プレートナンバー
車種及び排気量

プレートナンバー	車 種	排気量

5 自宅から十日市浄水場まで、車通勤の経路

様式第 2 号

年 月 日

(申請先) 茨木市水道事業管理者

申請者 所 属
氏 名

十日市浄水場職員駐車場使用辞退届

十日市浄水場職員駐車場使用要綱を承認し、要綱第 8 に基づき、下記のとおり駐車場の使用辞退を申請します。

記

1 使用辞退日 年 月 日から

2 辞退理由